

会 議 録

会議の名称	第44回 和泉市入札等監視委員会
開催日時	令和4年5月18日(水) 13時30分から14時40分まで
開催場所	和泉市役所3階 3A会議室
出席者	委員；弁護士、大学教授、警察OB 事務局：総務部長、（契約検査室）室長兼検査担当課長、契約担当課長、 総括主幹、総括主査 計8名
会議の議題	1. 報告案件 （1）入札・契約手続きの運用状況について ①令和4・5年度入札参加資格審査申請の受付・登録状況及び建設工事業者の格付状況 （2）指名停止について （3）再苦情処理の状況について 2. 審議案件 （1）工事等の入札方法別抽出事案審議 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第2条第1号の工事等一覧表から、同基準第3条に基づき、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。（審議対象期間：令和3年12月1日から令和4年3月31日までの工事等入札案件）
会議の要旨	事務局から、入札・契約手続きの運用状況として令和4・5年度入札参加資格審査申請の受付・登録状況等、指名停止、再苦情処理の状況について報告、工事等の入札方法別抽出事案について説明し、審議を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議非公開

審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1. 報告案件

(1) 入札・契約手続の運用状況について

① 令和4・5年度入札参加資格審査申請の受付・登録状況及び建設工事業者の格付状況

委員長～案件の内容について説明願う。

事務局～本市では、2年に1度に入札参加資格申請を受け付けており、令和4年度が申請受付の年度になるため受付を行ったところ、合計で1,462者の申請を受付けた。また、市内・準市内業者の6業種を対象に、総合審査点にもとづいて、土木一式が122者、建築一式が32者、電気が23者、管が38者、造園が26者、舗装が50者、合計291者に対し格付を行った。

委員～前回の登録状況と比較したときに変動はあったか。

事務局～市内業者が前回より増加しているが、ほとんど変動はない。

(2) 指名停止について

- ・指名停止業者
・パシフィックコンサルタンツ株式会社大阪本社、株式会社ジイケイ設計大阪事務所
他団体発注の設計業務の入札に関し、使用人が公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕され、本市の指名停止要綱に該当したため、6か月間の停止措置を講じた。
- ・ナカバヤシ株式会社大阪本社、トッパン・フォームズ株式会社関西事業部、小林クリエイト株式会社大阪営業部、東洋印刷株式会社大阪営業所、株式会社イセトー営業統括本部、株式会社TLP関西営業所、塚田印刷株式会社大阪営業所
日本年金機構発注の入札に関し、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、本市の指名停止要綱に該当したため、3か月または6か月の停止措置を講じた。

委員～同じ案件で3か月と6か月で指名停止期間が異なるのはなぜか。

事務局～1者については課徴金減免制度（事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度）の適用がなされていることから、情状酌量すべき特別の事由ありとして、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱第5条第3項の規定により3か月の指名停止措置とし、それ以外の6者は6か月の指名停止措置としている。

(3) 再苦情処理の状況について

- ・苦情処理案件 該当無し

2. 審議案件

(1) 工事等の入札方法別抽出事案件審議

事務局～令和3年12月1日から令和4年3月31日まで（34件）の委員抽出案件（10件）について説明

・制限付一般競争入札案件

事務局～この期間での発注はなかった。

・公募型指名競争入札案件（12件のうち、2件）

事務局～公募型指名競争入札の参加要件は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱に基づき、工事案件に応じた工種・格付け等級と技術者を配置できることと規定している。

- ① 国分2-32-1号線管布設工事その2
- ② 池田下2-19-1号線管布設工事その10

委員～入札後、事業者から何か資料を提出してもらうのか。

事務局～公募型指名競争入札では、事後資格審査を行っており、落札候補者から「落札候補者に係る事後資格審査申請書」の提出を受け、配置技術者の確認を行っている。

委員長～公募型指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・指名競争入札案件（20件のうち、7件）

事務局～指名競争入札の業者選定方法は、和泉市建設工事指名業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付け業者及び業者数を指名している。指名する業者は（和泉市建設工事指名競争入札実施要綱）に基づき、公平性・透明性を確保し、選定している。

- ③ 肥子町2号線道路整備工事
- ④ 鶴山台志保池公園改修工事（R3-1）
- ⑤ 中央受配水場外配水池防水工事等設計業務委託
- ⑥ 王子町配水管移設工事（仮設）
- ⑦ 道路標識設置工事
- ⑧ 信太山丘陵里山自然公園樹木管理工事（R3-1）
- ⑨ 市立南松尾はつが野学園増築工事実施設計業務

委員～⑦について、道路標識の所管は土木維持管理室になるのか。

事務局～既存の市道の維持管理については、土木維持管理室が行っている。

委員～⑧について、落札額が約56万円。随意契約ではなく指名競争としているのはなぜか。

事務局～本市では、随意契約ガイドラインにより、予定価格が税込み50万円を超えるものは少額随意契約ではなく入札等を行っている。⑧は予定価格が50万円を超えてい

るため、指名競争入札としている。

委員～⑨の設計業務の内容はどのようなものか。

事務局～南松尾はつが野学園の校区には新興住宅地が含まれており、児童、生徒数も増加し教室数が不足することから、校舎の増築を行うための設計を行ったもの。

委員～⑨の落札率が75%で、低いように思うが、理由は何か。

事務局～建設工事と、工事関連の業務委託で最低制限価格等の設定方法が異なっており、工事は国のモデルと同様の設定とし、概ね90%程度が最低制限価格となる。⑨のような工事関連の業務委託は、国のモデルが示されておらず、各自治体に委ねられていることから、本市では、設計金額の75%を最低制限価格の下限額としている。本案件では、下限額の75%が最低制限価格となり、複数業者が最低制限価格で応札したことから、落札率が75%となっている。

委員～それぞれの入札での指名業者の選定はどのように行っているのか。

事務局～公募型指名競争入札では、格付けに基づき参加申請可能な事業者のうち参加申請のあった事業者を指名している。指名競争入札では、2年間で指名回数が概ね均等になるように指名業者を選定している。

委員長～指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・ 随意契約案件（2件のうち、1件）

⑩ 市立南松尾はつが野学園教室空調設備設置緊急工事

委員～⑩について、どのような緊急性があったのか。

事務局～空調が未設置の部屋を令和4年4月から教室として使用する必要が生じた。近年の猛暑が早期化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響で世界的な電子部材の調達が困難な事情があり、適正な工期での設計を行うことができず、児童や生徒の健康管理上の問題があること、他の空調設備がある教室との学習環境上の不均衡が生じてしまい学校運営上支障があることから、緊急工事とした。

委員～予定価格や最低制限価格の記載がない理由は何か。

事務局～緊急工事では、予定価格や最低制限価格を設定していないことから記載がない。事業者から概算見積書を徴収し契約を締結し工事を実施する。後日、詳細見積書を聴取し、金額の妥当性の判断を行い、必要に応じて契約変更している。

委員～緊急工事の場合、どのように業者選定しているのか。

事務局～和泉市緊急工事事務処理要領に基づき、現場付近に事務所を有する者、緊急施工に対応できる者などを選定している。

委員長～随意契約の抽出案件は適正に執行されたと認める。

以上